平成２１年（再イ）第２号
長野県諏訪市大字湖南6525番地１
再生債務者　杉松　優治
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成21年８月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年８月13日　長野地方裁判所諏訪支部

平成２１年（再イ）第１２５号
名古屋市熱田区大宝１丁目14番１―204号白鳥パークハイツ日比野東、住民票上の住所名古屋市熱田区大宝２丁目４番８―1305号白鳥パークハイツ大宝
再生債務者　瀧塚　　亮
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成21年８月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年８月12日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（再イ）第６７号
堺市美原区今井227番地２
再生債務者　大西　敏弘
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成21年８月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年８月12日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２１年（再イ）第１７２号
札幌市北区新琴似７条14丁目３番10号
再生債務者　久米　雅仁
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成21年８月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年８月13日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（再イ）第２２８号
札幌市白石区中央１条４丁目３番72―110号
再生債務者　篠原　和枝
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成21年８月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年８月13日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（再イ）第８号
青森県五所川原市大字神山字山越84番地４
再生債務者　土岐　哲広
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成21年８月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年８月13日
青森地方裁判所五所川原支部個人再生係

平成２１年（再イ）第８号
山形市蔵王成沢888番地の22
再生債務者　結城　洋一
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成21年８月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年８月13日　　山形地方裁判所民事部

平成２１年（再イ）第１１号
福島市笹木野字払川添17番地の１
再生債務者　鴫原　政雄
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成21年８月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年８月13日　　福島地方裁判所

平成２１年（再イ）第２６号
千葉県印西市木刈１丁目１番地６棟202号
再生債務者　熊谷　正文
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成21年８月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年８月13日　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２０年（再イ）第１２６号
滋賀県草津市笠山７丁目３番Ｆ―404号
再生債務者　佐藤　敬子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成21年８月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年８月13日
大津地方裁判所民事部再生係

平成２１年（再イ）第２１号
熊本県菊池郡大津町大字室1151番地
再生債務者　倭　　武史
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成21年８月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年８月13日
熊本地方裁判所民事第１部

独立行政法人酒類総合研究所の役員の任命

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第20条第３項の規定に基づき、独立行政法人酒類総合研究所の役員を任命したので、同条第４項の規定に基づき公表する。
平成 21 年８月 26 日
独立行政法人酒類総合研究所
理事長　平松　順一
木崎　康造
独立行政法人酒類総合研究所理事に任命する。
（平成21年８月１日）

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は平成21年７月17日失効した。
平成 21 年８月 26 日　　青森県教育委員会
１　免許状の種類、免許状の番号、授与権者、授与年月日、本籍地、氏名
⑴　中学校教諭一種免許状、平３中１種第229号、岩手県教育委員会、平成４年３月23日、青森県、追川　清志
⑵　高等学校教諭一種免許状、平３高１種第271号、岩手県教育委員会、平成４年３月23日、青森県、追川　清志
２　失効の事由
教育職員免許法第10条第１項第２号該当

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。
平成 21 年８月 26 日　　東京都教育委員会
１　失効した免許状
氏名　林　　正樹
本籍地　東京都
生年月日　昭和25年11月26日
免許状の種類、教科及び番号
⑴　中学校教諭１種免許状　外国語（英語）
昭49中１第6037号
⑵　高等学校教諭１種免許状　外国語(英語)
昭49高１第6119号
授与年月日　昭和49年３月31日
授与権者　東京都教育委員会
２　失効年月日　平成20年８月７日
３　失効の事由
教育職員免許法第10条第１項第１号該当

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。
平成 21 年８月 26 日　　鳥取県教育委員会
１．免許状の種類、免許状の番号、授与権者、授与年月日、本籍地、氏名
⑴　小学校教諭１級普通免許状、昭57小一普第33号、鳥取県教育委員会､昭和58年３月19日、鳥取県、小田　浩紀
⑵　中学校教諭２級普通免許状（社会)、昭57中二普第25号、鳥取県教育委員会、昭和58年３月19日、鳥取県、小田　浩紀
２．失効年月日　平成21年７月28日
３．失効の事由
教育職員免許法第10条第１項第２号該当

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳､推定年齢50歳位の男性、身長163㎝、体格普通、頭髪約1.5㎝黒色頭髪、着衣は上衣半袖ハイネックシャツ、半袖Ｔシャツ、下衣黒色スラックス、格子柄トランクス、靴下
上記の者は、平成21年５月上旬頃、千葉県千葉市稲毛区稲毛町５丁目603番地筒井正満方居宅内において、死亡しているのが発見されました。身元不明のため遺体は火葬に付し、遺骨は保管してあります。心当たりの方は、千葉市稲毛区社会援護課まで申し出てください。
平成 21 年８月 26 日
千葉県　　千葉市長　熊谷　俊人